

いじめ防止等のための基本方針

学校法人興誠学園 浜松学院興誠中学校・高等学校

令和８年９月改訂版

〒430-0907 浜松市中央区高林１丁目 17-2

TEL 053-471-4136

FAX 053-471-4137

目 次

はじめに	2
第1章 基本的な事項	3
1 本校の教育方針	3
2 いじめ防止基本方針の策定	3
3 いじめの定義	3
4 いじめの理解	4
5 いじめの防止等に関する基本的な考え方	4
6 いじめの防止基本方針の広報啓発	5
7 学校評価による取組の改善	5
第2章 組織の設置	5
1 組織の設置	6
第3章 いじめの防止	6
1 基本的な考え方	6
2 道徳教育等の推進	6
3 保護者や地域への啓発	6
4 配慮を要する生徒への支援と教職員の資質向上	6
5 学校評価による取組の改善	7
6 警察等関連機関との連携構築	7
7 年間指導計画	7
第4章 いじめの早期発見・早期対応	8
1 基本的な考え方	8
2 いじめの情報共有	8
3 早期発見・早期対応のための具体的対応	8
第5章 いじめに対する措置	9
1 基本的な考え方	9
2 発見・通報を受けた時の具体的対応	9
第6章 重大事態への対応	11
1 基本的な考え方	11
2 重大事態の定義	12
3 重大事態への対応	12

はじめに

すべての生徒は、かけがえのない存在であり、生徒が健やかに成長していくことは私たちの願いです。しかしながら、同世代の生徒がともに過ごす学校生活では、時にいじめが起こり、悲痛な思いをする生徒がいることも事実です。いじめは命の尊厳等、人権にかかわる問題です。どのような理由があろうとも、決して許される行為ではありません。

生徒をいじめから守るためには、教職員が、

- ・「いじめはどの生徒にも、どこでも起こり得る問題である」という認識を持つ
- ・「いじめは人として絶対に許されない行為である」という毅然とした態度で臨む
- ・小さなサインを見逃さず、生徒や保護者の訴えを真剣に受け止める姿勢を持つ
- ・いじめられている生徒の立場に立って考え、初期段階から組織的に取り組む
- ・日頃から生徒や保護者、地域との信頼関係の構築に努める

という意識を持ち、教職員としての責任を自覚しなければなりません。

私たちは、生徒が持つ人間関係上の諸問題に真摯に向き合い、「いじめのない環境を作り出す推進者」であることを自覚し、皆が前向きな姿勢で、いじめの問題の克服に向けて、家庭や地域、関係機関と連携・協力するとともに、いじめの未然防止、早期発見・早期対応等のための方策を総合的かつ効果的に推進していきます。

浜松学院興誠中学校・高等学校 いじめ防止等対策委員会

浜松学院興誠中学校・高等学校 いじめ防止等に係る基本方針

第1章 基本的な事項

1 本校の教育方針

本校の建学の精神は「誠の精神」である。これは「誠は天の道なり、是を誠にするは人の道なり」「汗は誠の結晶なり」という教えのもとに、広く社会に貢献する「真に生き生きとした道徳的、活動的、信念的人物」の育成を目指す人間教育である。そして、その建学の精神を基に、その行動方針を「誠実」「堅実」「着実」の三つの「実」ととらえ、本校の教育方針および目指す生徒像の基幹とし、生徒が、これからの社会に自信を持って羽ばたくことを目指し教育活動を進めている。

そのためには、生徒一人一人が認められ大切にされる、いじめのない学校でなければならない。このことを受け、本校では、いじめの防止および早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、組織的体制の中、適切かつ迅速な対処を行うことを基本とする。また、校内だけでなく、保護者はもちろんのこと、状況によっては関係諸機関とも積極的に連携を取り合うものとする。

2 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）に基づき、浜松学院興誠中学校・高等学校（以下、「本校」と称す。）におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下、「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、教職員がいじめを個人で抱え込まず、組織としてそれらを実施するための体制について定める。

3 いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて、法第2条を踏まえ、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの表れとして、次のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。

- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめを受けた生徒の立場に立つことが必要とされる。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもある。いじめには、さまざまな表れがあることに気をつけ、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめと本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その生徒や周りの状況等をしっかりと確認する。

また、特定の教職員のみでなく本校のいじめの防止等のための組織を適切に機能させ、情報を共有し、複数の目で確認する。

4 いじめの理解

- いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうるものである。
- 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団に秩序がないことや、所属集団が閉鎖的であることが要因となる場合もある。
- 「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気が生まれるようにする必要がある。

5 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめの問題に取り組むにあたっては、本校の生徒実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、本校教職員がいじめを個人で抱え込まず、組織として関係者との認識の共有と徹底を図る。

(1) いじめの問題への認識

ア いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権にかかわる重大な問題である。

イ いじめは、全ての生徒に関係する問題である。

(2) いじめの問題への指導方針

ア いじめは絶対に許されないとの毅然とした態度で、いじめられている生徒の立場に立って指導する。

イ 全ての生徒がいじめを行わないよう、また、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されな

い行為であることについて、生徒が十分理解できるように指導する。

ウ いじめの問題への対応は、生徒一人一人の個性に応じた指導の徹底や生徒自らいじめをなくそうとする態度を身につけるなど望ましい集団づくりとあわせて指導する。

(3) いじめの問題への対応

ア いじめの防止については、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行う。

イ いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むことなく、学校が一丸となって対応する。

ウ 家庭と十分な連携をとりながら、いじめの中には、警察等関係機関と早期の連携が重要となるものがあることを十分認識して取り組む。

エ いじめの通報を受けたり、いじめを受けたりしていると思われるときは、教職員は組織的対応を行う。

6 いじめの防止基本方針の広報啓発

本基本方針策定後は、本校ホームページで公表し、年度当初に生徒・保護者等に説明する。

7 学校評価による取組の改善

本基本方針において、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

第2章 組織の設置

いじめの問題に取り組むにあたり教職員は、平素からいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。

いじめの防止等やいじめの対処に関する措置を組織的実効的に行うための組織を校内に設置し、次の各項について生徒指導部（生徒指導課、保健・相談課）等と連携を図りながらその円滑な実施について統括する。

- ① いじめに係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築
- ② いじめに係る校内研修計画の策定
- ③ いじめに係る関係機関連携
- ④ いじめ防止及び早期発見に係る生徒及び保護者への啓発・広報
- ⑤ いじめの疑いに関する情報の収集・共有及び組織対応の中核的役割
- ⑥ 重大な事態が発生した場合のプロジェクトチームの編成

1 組織の設置

(1) 「いじめ防止等対策委員会」の組織と役割

ア いじめの未然防止と早期発見、ならびにいじめの認知と解決に向けて「いじめ防止等対策委員会」を設置する。

イ 構成員

校長、副校長、教頭、生徒指導部長、保健・教育相談課長、学年主任、学級担任、養護教諭とし、必要に応じて部活動顧問や外部専門家（スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）等）を加えるものとする。

ウ 委員会の取組内容

＜いじめの未然防止と早期発見に関して＞

- ・ いじめ防止基本方針の作成・改善
- ・ いじめ防止のための年間指導計画の作成
- ・ いじめ防止のための各種研修会の企画立案
- ・ いじめ早期発見のためのアンケートの実施と結果報告 等

＜いじめの認知と解決に関して＞

- ・ 事実関係の正確な調査・把握
- ・ 関係者への指導や支援体制及び対応方針の決定

※学校が組織的かつ実効的に取り組むにあたり中核となる役割を担う。

第3章 いじめの防止

1 基本的な考え方

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止にすべての教職員で取り組む。そのためには、生徒が良好な友人関係を構築することが重要であり、すべての生徒が規律正しい態度で授業に参加し、主体的に学校行事に参加・活躍できるような集団づくり、学校づくりを進める。

2 道徳教育等の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、互いの個性を認め、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、学校生活やより良い人間関係づくりについて生徒自らが考える機会を設けるなど、教育活動全体を通じて道徳教育を推進する。

3 保護者や地域への啓発

保護者や地域に対して、生徒の様子に目を配り、「いじめ防止等のための基本方針」のもと、学校全体でいじめ防止に取り組んでいることを周知する。

4 配慮を要する生徒への支援と教職員の資質向上

特に配慮が必要な生徒については日常的に、配慮を必要とする生徒の特性を踏まえ

た適切な支援及び指導を組織的に行うとともに、教職員の資質能力向上を図る。

5 学校評価による取組の改善

いじめの防止等のための取組にかかる達成目標に対して、学校評価において目標の達成状況を評価する。

6 警察等関係機関との連携構築

重大事案発生時等に備えて、平常時から警察等との関係を構築しておく。いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察等への相談・連絡を行うことを保護者などへ周知する。

7 年間指導計画 ※中・高双方の計画を含む。

	内容	目的
1 学 期	「いじめ防止等のための基本方針」を職員間で確認	年度当初の職員会議にて、基本方針を確認（計画立案、職員研修）
	メールシステム登録	緊急連絡体制の確認。（未然防止、早期発見・早期対応）
	「いじめ防止等のための基本方針」の周知	入学式（4月）、始業式（4月）、PTA総会（5月）等の場で、生徒・保護者に向け本校のいじめへの取組について周知し、理解を深める。（未然防止）
	面接週間（4月）	生徒の生活状況を把握し、担任と生徒の関係を築く。（早期発見・早期対応）
	社会問題への対策教室（4月）	全生徒を対象に、警察の方に話をしていただき、スマホやSNSのトラブルを防止する。（未然防止）
	橘花祭準備（5月）	展示や発表の準備を通して、協力することの大切さや、トラブルを自分たちで解決する力を育てる。（未然防止）
	橘花祭（6月）	
	シグマ検査（教育相談のための心理検査）（6月）	中学・高校の全生徒を対象に実施する。学習面、自分自身のこと、他者とのかかわりを中心に、生徒の悩みを把握し、サポートする。（未然防止）
	第1回学校生活アンケート（6月）	中学・高校の全生徒を対象に実施する。いじめに関する質問も含め、いじめの早期発見・早期対応につなげる。（早期発見・早期対応）
	夏休みに向けての警察講話（7月）	全生徒を対象に、警察の方に話をしていただき、スマホやSNSのトラブルを防止する。（未然防止）
	球技大会（7月）	対戦相手とフェアに戦うこと、クラスの選手を応援することを通して、互いを尊重する姿勢を身につけ

		る。(未然防止)
	いじめ防止等対策委員会 (7月)	生徒の状況を共有し、組織的対応につなげる。(未然防止、早期発見・早期対応)
	三者面談(7月)	生徒の状況を家庭と共有する。(早期発見・早期対応)
2 学期	面接週間(9月)	生徒の生活状況を把握し、担任と生徒の関係を深める。(早期発見・早期対応)
	体育祭(10月)	対戦相手とフェアに戦うこと、クラスの選手を応援することを通して、互いを尊重する姿勢を身につける。(未然防止)
	人権研修(10月)	職員を対象とする研修を実施し、人権意識を高める。(防止)
	第2回学校生活アンケート (10月)	中学・高校の全生徒を対象に実施する。いじめに関する質問も含め、いじめの早期発見・早期対応につなげる。(早期発見・早期対応)
	学校評価アンケート(12月)	生徒や職員の状況の把握。学級・学校経営につなげる。(評価)
	いじめ防止等対策委員会 (12月)	生徒の状況を共有し、組織的対応につなげる。(未然防止、早期発見・早期対応)
3 学期	学校運営協議会(2月)	本校のいじめ対策について委員から意見をいただき、今後に生かす。(評価)
	いじめ防止等対策委員会 (2月)	1年間の取り組みを振り返り、学校運営協議会の意見等も踏まえ、必要に応じて基本方針の改定や運営方法の見直しを行う。(計画立案・評価)

第4章 いじめの早期発見・早期対応

1 基本的な考え方

教職員は生徒との信頼関係を築くことに努め、生徒からの相談や情報提供を真摯に受け止めるとともに、生徒の変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。また、気になる情報について教職員間で共有し、組織的で遅延のない対応を心掛ける。

2 いじめの情報共有

教職員がいじめと疑われる行為を発見又は相談を受けた場合は、特定の教職員が情報を抱え込み、いじめ防止等対策委員会に報告を怠ることがないように、情報共有の手順や情報共有すべき情報を明確にする。

いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知しいじめを見逃さず、早期発見・早期対応に努める。

3 早期発見・早期対応のための具体的対応

- (1) 生徒の声に耳を傾ける。(アンケート調査、心理検査、個別面談、日常観察等)
- (2) 生徒の行動を注視する。(健康調査、ネットパトロール等)
- (3) 保護者と情報を共有する。(文書・メール・電話等での連絡、保護者会等)
- (4) 行政等の関係機関と日常的に連携する。(行政等の関係機関との情報共有等)
- (5) その他

ア いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極認知する。

イ 教職員は、何よりも「生徒のちょっとした変化」に気付き、相談したくなるような関係づくりに取り組む。日頃から生徒との信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。面談等を通して、日頃から生徒とのコミュニケーションを図るとともに、定期的なアンケート調査等を行うことで、生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。

ウ 面談やアンケート調査は次のように実施する。

- ・定期面談：年に3回程度
- ・アンケート調査：年に1回（端末または紙面で実施する。）
- ・いじめが疑われる内容は、速やかに「いじめ防止等対策委員会」を招集・報告する。
- ・必要に応じて、速やかに個別面談を実施する。
- ・アンケートについては、記入の有無に関わらず、5年間保存する。

第5章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

いじめと疑われる問題が生じたときには、学校は、事実関係を明確にするための調査を行う。その際、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした姿勢で加害生徒に対応する。

2 発見・通報を受けた時の具体的対応

- (1) いじめの相談・発見・通報

いじめと疑われる行為の通報・相談を受けた場合は、真摯に傾聴する。

いじめと疑われる行為を発見した場合は、速やかにその行為をやめさせるとともに、担任・学年に報告し、事実（概要）確認を行う。概要がまとまり次第、学年は教頭へ報告する。

- (2) いじめ防止等対策委員会の開催（聞き取り）

いじめ防止等対策委員会をただちに開催し、いじめの事実を確認するための方法（聞き取り等）の検討・決定を行う。ただし、事案の状況・様態によっては、

経過観察を経て委員会を開催することもある。

(3) 聞き取り

ア 聞き取りの手順

- ① 被害者からの聞き取りを行う。
- ② 周囲の生徒からの聞き取りを行う。
- ③ 加害者からの聞き取りを行う。

イ 聞き取りに際しての留意事項

- ・複数の教職員で、丁寧に聞き取る。
- ・安心して話せるように、人目に付きにくい場所や時間帯に配慮する。
- ・情報を5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）に基づき適切に記録する。
- ・いじめ対策委員会用の記録を作成する。

(4) いじめ防止等対策委員会の開催（判断）

記録がまとめ次第、いじめ防止等対策委員会を招集し、(3)で聞き取った内容の確認を行い、当該行為がいじめか否かの判断を行う。

(5-1) 軽微な事案と判断されるとき

軽微な事案（※）では状況に応じて、見守る、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応が必要である。この場合も、保護者への連絡を行うことが望ましい。

※軽い言葉で相手を傷つけたが、加害者が謝罪し、教職員の指導によらずして良好な関係を再び築こうとした場合など。

(5-2) いじめと判断される場合

ア いじめを受けた生徒には、安心できる場を確保し、いじめを行った生徒には、いじめをやめさせ、再発防止に努める。「いじめ防止等対策委員会」が中心となって、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援、いじめを行った生徒とその保護者に対して指導や助言を行い、継続的に話し合って見届ける。

イ いじめを行った生徒に対しては、本人の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

ウ 犯罪行為と認められるいじめがあったときは、警察と連携して対処していく。
（例）窃盗（教科書等の所持品を盗む。）器物損壊（自転車を故意に破損させる。）等

エ 校長は、浜松学院興誠高等学校学則第5章第28条に基づき、生徒がいじめを行った場合であって教育上必要があると認めるときは、生徒に対して懲戒を加えることができる。

オ インターネット上のいじめが発見された場合は、書き込みや誹謗中傷等の削除や不適切な使用に対する指導を行う。必要に応じて県私学振興課や関係機関（警察署、法務局等）の協力を求める。

(5-3) 重大事態と判断される場合

第6章を参照。

(6) いじめに関わる措置

当該行為がいじめと認められた場合は、次の対応を適切に行う。

ア 事実の記録・整理

関係生徒、保護者等からの聴取内容を踏まえ、事実を時系列で整理・記録する。

イ 県私学振興課との連携・報告

状況に応じて県私学振興課に報告し、必要に応じて連携して対応を図る。

ウ 対応方針の決定

事象を踏まえて、対応方針及び措置をいじめ防止等対策委員会で決定する。

エ 外部専門機関との連携

カウンセラー等の専門家、警察や児童相談所等の外部機関と連携（相談、通報等）を行う。特に、犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合はためらうことなく所管警察署と相談して対処する。

オ 被害生徒への対応

被害生徒への聞き取り、情報の整理を行う。そののち、迅速に保護者に事実関係を報告する。

被害生徒の心配や不安を取り除き、安心して学校教育を受けられる体制・環境を確保し、必要に応じてカウンセラー等の協力を得てケアを行う。

カ 加害生徒の指導

加害生徒への聴取、情報の整理ののち、迅速に保護者に事実関係を報告する。教育上必要と認めるときは、いじめ防止等対策委員会の判断のもと、生徒課指導とし、生徒指導内規により措置を行う。

加害生徒には、教育的配慮のもと毅然とした態度で指導する。また、その保護者には適切に助言を行い、当該生徒の人格の成長、社会性の向上を主眼に置き、連携して指導を行う。

なお、対応や判断に迷う場合には、県私学振興課に相談する。

キ いじめの解消

次の2点を満たす場合、いじめが「解消している」状態とする。

- ・いじめに係る行為が少なくとも3か月の間、見られないことを目安とする。
- ・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を強く感じていないこと。

ク 再発防止

被害生徒への対応・加害生徒の指導後、その状況を継続して見守る。

再発防止のために、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境を生徒間、教職員間で築く。

（例）道徳教育、自主的活動の場の設定、保護者や地域への啓発、配慮を要する生徒への支援、教職員の資質向上、学校評価による取組の改善等。

第6章 重大事態への対応

1 基本的な考え方

重大事態と判断される場合は、法人本部および県私学振興課に報告するとともに、いじめ防止等対策委員会における検討を踏まえ、全教職員の共通認識の下、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

また、重篤な内容であることに留意しつつ、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省、令和6年8月改訂版）を踏まえ、適切に対処する。

2 重大事態の定義

重大事態とは、法第28条に基づいて次のとおり定義する。

- (1) いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

3 重大事態への対応

- (1) 法人本部および県私学振興課への報告

速やかに法人本部に報告し、法人本部は県私学振興課に報告し、指導や支援を依頼する。

- (2) 調査組織の設置

法人本部の判断により本校が事案の調査を行う主体となる場合は、学校に設置されているいじめ防止等対策委員会に第三者として専門家を加え、調査組織とする。

- (3) 生徒・保護者等に対する事前説明

生徒・保護者等に対して調査目的を説明し理解を得るとともに、見通しについて丁寧に説明する。

- (4) 事実関係を明確にするための調査の実施

県私学振興課の指導・支援により、学校・法人本部は客観的な事実関係を明確にするための基礎調査を行う。調査は網羅的、明確に行う（臨時アンケートや聞き取り調査など）。

重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

- (5) 調査結果の提供及び報告

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。調査

結果について、法人本部は県私学振興課に報告する。

(6) 報道対応

報道対応は、個人情報保護に配慮し、県私学振興課の協力のもと、正確で一貫した情報提供を行う。

(7) 心の緊急支援

法人本部が必要な指導や適切な支援を行う。その際、必要に応じて、専門家の助言や支援を求める。

(8) その他の留意事項

重大事態が発生した場合には、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がることもある。時には事実に基づかない風評が流れたりする場合もあるため、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援として、いじめに直接かかわった生徒だけでなく、身近にいじめがあり、またいじめを止めることができなかったために心身の苦痛を感じてしまう生徒や保護者並びに教職員に、カウンセリング等を行うことができる体制を整備する。予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮にも留意する。

(別紙資料)

- ・いじめ対応 フロー図
- ・いじめ重大事態調査の対応フロー

(参考)

- ・「いじめ防止対策推進法」(平成 25 年 9 月、文部科学省)
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成 25 年 10 月、文部科学省)
- ・「静岡県いじめ防止等のための基本的な方針」(平成 30 年 3 月、県教育委員会)
- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(令和 6 年 8 月改訂版、文部科学省)
- ・「いじめ防止対策推進法」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を踏まえた初期対応について(令和 6 年 11 月、静岡県教育委員会)